

綾瀬市インターネットの活用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市（以下「市」という。）におけるインターネットの活用に関し必要な事項を定めるものとする。

(インターネット利用の基本)

第2条 市は、市民等との情報交流による開かれた市政の推進と効率的な市政運営に寄与するため、積極的にインターネットを活用するよう努めなければならない。

2 市は、インターネットを利用するに当たっては、市職員の情報活用能力等を養成し、個人情報の保護を図るとともに綾瀬市情報セキュリティ基本方針等関係法令を遵守しなければならない。

(インターネットの利用形態)

第3条 インターネットの利用形態は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 情報の発信 市政運営及び行政情報等について、市のホームページ、電子メール又は電子掲示板等インターネット接続媒体（以下、「ホームページ等」という。）から発信する。

(2) 情報の受信 市政運営等にかかわる意見、市への問合せ、申請及び届出等を市のホームページ等を利用して受信する。

(3) 情報検索及び収集 市政運営に必要な情報を検索及び収集し、又は関連事項についての照会及び回答に利用する。

(4) 共同利用への参加 国又は他の地方公共団体等の公的機関が推進するインターネット上の共同利用への参加を行う。

(5) 電子掲示板等 利用者間の情報交換及び相互交流による地域コミュニティの形成を図るため電子掲示板等を設置する。

2 前項に定めるもののほか、今後の情報通信技術の進展により、新たな利用形態が必要となる場合には、綾瀬市コンピュータ機器及びコンピュータネットワーク管理運営規定（平成14年綾瀬市訓令第7号。以下「規定」という。）第5条第1項及び第4項に規定するネットワーク利用責任者（以下「利用責任者」という。）は、規定第4条第1項に規定するネットワーク総括管理者（以下「総括管理者」という。）と協議するものとする。

(利用の管理)

第4条 利用責任者は、所管する業務に関する情報のホームページ等への掲載及び電

子メールの適切な取扱等自課等におけるインターネットの利用について管理の責任を負う。

- 2 総括管理者は、インターネットの利用が適切に行われているか、管理及び監督する。
- 3 統括管理者は、インターネットの利用状況について、必要に応じ利用責任者に報告を求め、指導助言を行うことができる。

(遵守事項)

第5条 利用責任者及び利用者は、インターネットの利用に当たっては、綾瀬市情報セキュリティポリシーに定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ホームページ等から提供する情報は、常に最新の情報に更新し、不用となり次第削除しなければならない。
- (2) 次に掲げる内容をホームページ等に掲載又は送信してはならない。

ア 公序良俗に反する内容又は法令に違反する内容

イ 他人をひぼう中傷するもの又は特定個人若しくは法人の名誉を毀損する内容

ウ 特定の政治、政党、思想又は宗教に対する意見を表明する内容

エ 著作権その他の権利を侵害する内容

(情報化リーダーの役割)

第6条 規程第9条に規定する情報化リーダーは、各課等における業務関連情報のホームページ等への公開、意見募集及び電子メール等による問合せへの迅速な対応等インターネットの積極的な活用を推進するものとする。

(利用の限定)

第7条 統括管理者は、インターネットシステムの適切な運用を図るため、インターネットが利用できる端末コンピュータ及び機能を限定することができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、インターネットの活用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。